

# 開成山公園外公園施設長寿命化計画策定調査業務委託

## 概要資料

令和8年1月

開成山公園



水・緑公園



開成二丁目公園



### 《目次》

1. 業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 予備調査・公園再生計画に資する調査・・・・・・・・P2
3. 長寿命化計画の検討と策定・・・・・・・・・・・・P10

# 1. 業務概要

## 1.1 本業務の目的

郡山市では、令和元年度に「開成山公園 外 公園施設長寿命化計画策定調査業務委託」（以下「R1 年度計画」という）を策定した。本業務は、過年度計画の策定以降に行った施設の更新や新設等の内容を更新し、新たに公園施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という）の見直しを図るものである。作成にあたっては、国土交通省都市局公園緑地・景観課策定の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」（以下「指針(案)」という）に準じるものとする。



### □期待できる主な効果 ～計画的な維持管理によるコスト縮減～

【施設毎に適した管理方針の設定による公園施設の計画的な維持管理】

◆施設の管理方法を「**予防保全型管理**」と「**事後保全型管理**」に分類して、**施設ごとに適した維持管理方針を設定した長寿命化計画（更新・補修の計画）を策定することにより、コスト縮減が期待できる。**

【予算の平準化】

◆施設設置年度や劣化状況により、更新や補修に要する費用も集中するため、**事前にその状況を把握しておくことができれば、補修・更新時期を前倒しや後送りし、費用を平準化することにより、事業の円滑化を図ることができる。**

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.1 予備調査方法

調査は徒歩による近接目視調査を基本とし、必要に応じて触診・打診等にて劣化状況の確認を行った。近接が困難な場合は、双眼鏡やカメラのズーム機能等を併用し、望遠目視による状況確認を行った。

近接目視（打診）



遠望目視



### 2.2 健全度の判定方法

本計画における健全度判定は、R6年度調査結果及び予備調査での概略判定による結果を用いて評価を行った。特に予防保全型管理の施設、遊戯施設については、R6年度調査の結果を準用している。

表 2-2 健全度判定の評価基準

ランク	定義
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

### 2.3 緊急度の判定方法

緊急度判定は、健全度判定結果より、施設の補修もしくは更新に対する緊急度（高・中・低）を判定した。

なお、本計画では健全度判定がC評価となった予防保全型管理施設に対しては、「考慮すべき事項（指標）」を検討する。

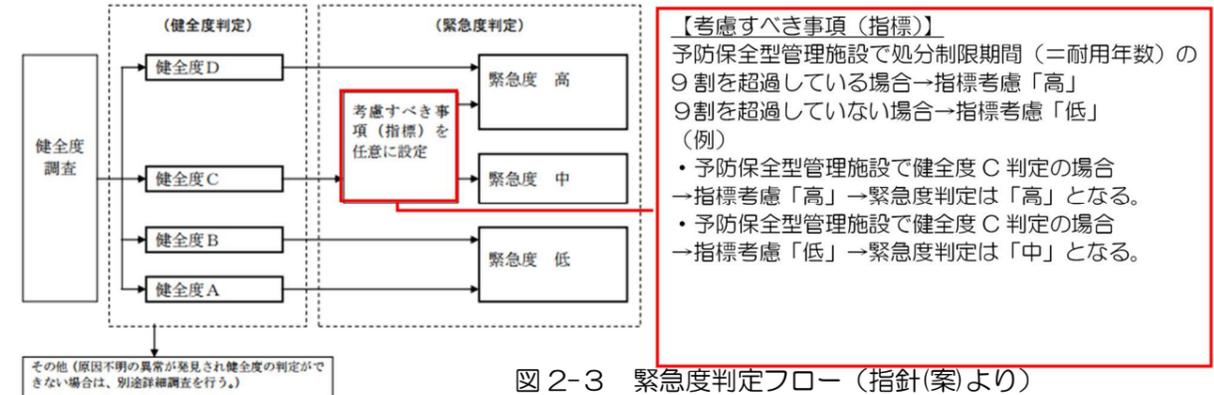


図 2-3 緊急度判定フロー（指針(案)より）

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.4 健全度・緊急度判定結果

健全度・緊急度判定結果について、R6年度調査結果及び本計画での予備調査の概略判定による結果を反映したものでついて、公園毎に集計した。

なお、(株)ポケモンの覚書対象施設については、健全度判定の対象外である。

#### □健全度判定結果

3公園全体では、全体的に劣化が進行している健全度Cは約6%、早急に対策が必要となる健全度Dは3%（26施設）存在しているものの、約69%が健全度Aであり、ほぼ健全である健全度Bとの合計は全体の約91%を占めることから、概ね良い管理状態であった。

#### □緊急度判定結果

3公園全体では、緊急度低が全体の91%を占めることから、概ね良い管理状況であった。

表 2-4 公園施設種類ごとの健全度判定

公園施設種類	健全度 A	健全度 B	健全度 C	健全度 D
園路広場	43	16	4	0
修景施設	15	12	0	3
休養施設	107	55	21	8
遊戯施設	0	28	6	3
教養施設	17	7	2	0
便益施設	20	6	1	0
管理施設	360	52	13	12
その他施設	2	3	1	0
合計	564	179	48	26

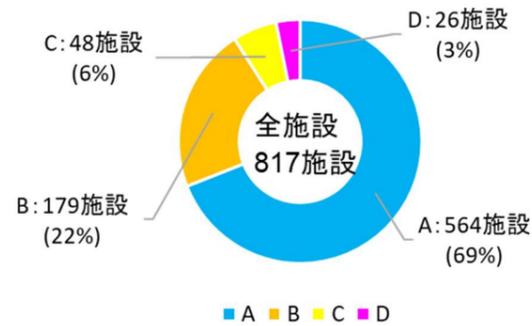


図 2-2 健全度の分布 (3公園)

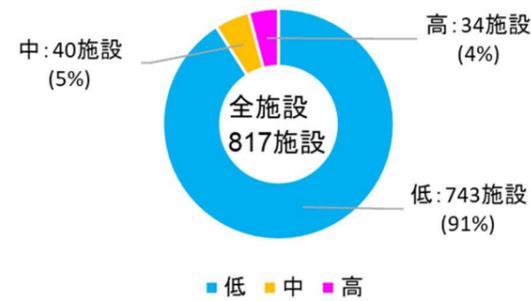


図 2-3 緊急度の分布 (3公園)

#### R6年度調査から健全度判定を更新した施設 (抜粋)



【時計（開成山公園、写真左）、デッキ（水・緑公園、写真右）】

・補修が実施されたため健全度判定がR6年度調査の健全度判定Cから、本計画での健全度判定Aへ更新した。

#### 健全度調査結果

##### 健全度 D（緊急度高）の施設 (抜粋)



【ベンチの損傷内容（3公園）】

- ・天板が外れていたり、腐食が見られたりと損業が見受けられる。
- ・アンカーボルトの破断や固定用ナットの脱落が見受けられる。



【水橋（水・緑公園）】

- ・本体部にかぶり不足による剥離・鉄筋露出、漏水が見受けられる。
- ・流出口に遊離石灰が見受けられる。



【公園灯（水・緑公園）】

- ・公園施設としての機能を果たしていない施設は健全度Dとした。

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.5 予備調査結果の取りまとめ

表 2-5-1 調査結果取りまとめの構成 (1/2)

調査結果の取りまとめ	対象施設
①健全度調査票 (公園概要シート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防保全型管理施設</li> <li>・ 事後保全型管理施設</li> </ul>
②健全度調査票 (各施設シート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防保全型管理施設</li> <li>・ 事後保全型管理施設</li> </ul>

表 2-5-2 調査結果取りまとめの構成 (2/2)

調査結果の取りまとめ	対象施設
③優先的に更新が必要な施設写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後保全型管理施設</li> </ul>
④施設位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防保全型管理施設</li> <li>・ 事後保全型管理施設</li> </ul>

① 公園概要	
① 名称	開成山公園
② 所在地	郡山市開成一丁目
③ 設置年月日	1972年3月31日
④ 沿革の概要	公園の供用日：1972年3月31日 都市計画決定番号：5-6-102
⑤ 敷地総面積	30.3 ha
土地所有者	郡山市
所有者別面積	30.3 ha
公園管理者の有する権原	
⑥ 公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設 (※1 参照)	管理事務所 (建築面積：186.55m <sup>2</sup> )
⑦ 建ぺい率 (建築面積の総計の敷地面積に対する割合)	2.0%
⑧ 建ぺい率 (都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)	1.0%
⑨ 運動施設面積総計の敷地に対する割合	
⑩ 主要な占用物件について (※2 参照)	管理事務所 (軽量鉄骨造) 建築面積：186.55m <sup>2</sup>
⑪ 公園一体建築物の概要	
⑫ 公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園 理由：市民の利用度が高い。

※1  
イ) 種類及び名称 ロ) 工作物であるものはその構造 ハ) 建築物であるものはその建築面積  
ニ) 運動施設については、その敷地面積 ホ) 都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所) 並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する機関の初日及び末日  
※2  
イ) 種類及び名称 ロ) 構造 ハ) 建築物であるものはその建築面積 ニ) 都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した既設の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ) 都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所) 並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日



2.公園施設及び健全度の調査対象施設

R7全公園	通し番号	公園名	公園施設種類	施設コード※		施設名称	具体的施設名称	設置年月	設置年度	経過年数	処分制限期間	使用見込み期間	指標判定	施設数量		主要部材	規模	管理類型区分	R7予備調査・計画策定				
				観番号	枝番号									数量	単位				劣化状況	特記事項	健全度	緊急度	
	1	開成山公園	園路広場	ENR0001		舗装	舗装1	1972年3月	1971	54	10	20	高	9765.4	m <sup>2</sup>	アスファルト、コンクリート、ブロック	-	事後	ひびわれが見られる。舗装の異常が見られる。		C	中	
	2	開成山公園	園路広場	ENR0002		舗装	舗装2	1972年3月	1971	54	15	30	高	105.2	m <sup>2</sup>	木材	-	事後			A	低	
	3	開成山公園	園路広場	ENR0003		舗装	舗装3	1972年3月	1971	54	10	20	高	495.5	m <sup>2</sup>	樹脂	-	事後	ひびわれが見られる。		B	低	
		開成山公園	園路広場	ENR0004		舗装	せせらぎこみち	1972年3月	1971	54	10	20	高	865.6	m <sup>2</sup>	樹脂	-	事後		公園緑地課管理外施設			
	4	開成山公園	園路広場	ENR0005		緑石	緑石1	1972年3月	1971	54	15	30	高	5223.9	m	コンクリート	-	事後	緑石に欠損が見られる。緑石の沈下によりシズレが見られる。		B	低	
	5	開成山公園	園路広場	ENR0006		橋梁	橋	1972年3月	1971	54	60	72	低	1	橋	コンクリート	L=40m, W=3m	予防			A	低	
	6	開成山公園	園路広場	ENR0007		階段	階段1	2024年3月	2023	2	15	30	低	9	段	コンクリート	-	事後			A	低	
	7	開成山公園	園路広場	ENR0008		階段	階段2	1972年3月	1971	54	15	30	高	3	段	コンクリート	-	事後			A	低	
	8	開成山公園	園路広場	ENR0009		階段	階段3	1972年3月	1971	54	15	30	高	4	段	コンクリート	-	事後	階段・段差露出・その他(段差)が見られる。土砂が流出し、水平面に凹凸が見られる。雑草の繁殖。		C	中	
	9	開成山公園	園路広場	ENR0010		階段	階段4	1972年3月	1971	54	15	30	高	7	段	コンクリート	-	事後	タイルの破損が見られる。		B	低	
	10	開成山公園	園路広場	ENR0011		階段	階段5	1972年3月	1971	54	15	30	高	24	段	コンクリート	-	事後	階段の剥離が見られる。		B	低	
	11	開成山公園	園路広場	ENR0012		階段	階段6	1972年3月	1971	54	15	30	高	6	段	コンクリート、石材	-	事後	ステップ部にその他(段差)が見られる。		C	中	
		開成山公園	園路広場	ENR0013		階段	階段7	1972年3月	1971	54	36	72	高	3	段	石材	-	事後		公園緑地課管理外施設			
	12	開成山公園	園路広場	ENR0014		階段	階段8	1972年3月	1971	54	15	30	高	14	段	コンクリート	-	事後	階段にひびわれ・剥離が見られる。手すりにひびわれが見られる。		B	低	
	13	開成山公園	園路広場	ENR0015		階段	階段9	1972年3月	1971	54	15	30	高	16	段	コンクリート	-	事後	階段にひびわれが見られる。目地材に破損が見られる。		B	低	
	14	開成山公園	園路広場	ENR0016		階段	階段10	2006年3月	2005	20	15	30	高	7	段	コンクリート	-	事後	手すりの接合部にぐらつきが見られる。		B	低	
		開成山公園	園路広場	ENR0017		その他	自由広場	1972年3月	1971	54	-	-	-	1	箇所	芝	-	事後		撤去施設			
	15	開成山公園	園路広場	ENR1000		舗装	舗装4	2024年3月	2023	2	10	20	低	803.2	m <sup>2</sup>	透水性樹脂アスファルト	-	事後			A	低	
	16	開成山公園	園路広場	ENR1001		舗装	舗装5	2024年3月	2023	2	10	20	低	152.8	m <sup>2</sup>	透水性舗装	-	事後			A	低	
	17	開成山公園	園路広場	ENR1002		舗装	舗装6	2024年3月	2023	2	10	20	低	176.5	m <sup>2</sup>	アスファルト樹脂	-	事後			A	低	
	18	開成山公園	園路広場	ENR1003		舗装	舗装7(ランニングコース)	2024年3月	2023	2	10	20	低	2197.4	m <sup>2</sup>	透水性アスファルト	-	事後			A	低	
	19	開成山公園	園路広場	ENR1004		舗装	舗装8	2024年3月	2023	2	10	20	低	150.1	m <sup>2</sup>	透水性舗装	-	事後			A	低	
	20	開成山公園	園路広場	ENR1005		舗装	舗装9(歩道)	2024年3月	2023	2	15	30	低	241.2	m <sup>2</sup>	透水性コンクリート	-	事後			A	低	
	21	開成山公園	園路広場	ENR1006		舗装	舗装10	2024年3月	2023	2	10	20	低	259.5	m <sup>2</sup>	透水性樹脂透水性アスファルト	-	事後			A	低	
	22	開成山公園	園路広場	ENR1007		舗装	舗装11	2024年3月	2023	2	10	20	低	5295.2	m <sup>2</sup>	アスファルト	-	事後			A	低	
	23	開成山公園	園路広場	ENR1008	01	ENR1008-01	舗装	舗装12(橋入路)左	2024年3月	2023	2	15	30	低	34.1	m <sup>2</sup>	コンクリート	-	事後			A	低
	24	開成山公園	園路広場	ENR1008	02	ENR1008-02	舗装	舗装12(橋入路)右	2024年3月	2023	2	15	30	低	34.1	m <sup>2</sup>	コンクリート	-	事後			A	低
	25	開成山公園	園路広場	ENR1009	01	ENR1009-01	緑石	地先境界ブロック(1)	2024年3月	2023	2	15	30	低	1	箇所	コンクリート	13.58m	事後			A	低
	26	開成山公園	園路広場	ENR1009	02	ENR1009-02	緑石	地先境界ブロック(2)	2024年3月	2023	2	15	30	低	1	箇所	コンクリート	17.60m	事後			A	低
	27	開成山公園	園路広場	ENR1009	03	ENR1009-03	緑石	地先境界ブロック(3)	2024年3月	2023	2	15	30	低	1	箇所	コンクリート	10.14m	事後			A	低
	28	開成山公園	園路広場	ENR1010	01	ENR1010-01	緑石	緑石2(橋入路)り(1)	2024年3月	2023	2	36	40	低	1	箇所	石材	8.8m	事後			A	低
	29	開成山公園	園路広場	ENR1010	02	ENR1010-02	緑石	緑石2(橋入路)り(2)	2024年3月	2023	2	36	40	低	1	箇所	石材	10.1m	事後			A	低
	30	開成山公園	園路広場	ENR1010	03	ENR1010-03	緑石	緑石2(橋入路)り(3)	2024年3月	2023	2	36	40	低	1	箇所	石材	9.1m	事後			A	低
	31	開成山公園	園路広場	ENR1011	01	ENR1011-01	緑石	緑石3(1)	2024年3月	2023	2	15	30	低	1	式	コンクリート	179.6m	事後			A	低
	32	開成山公園	園路広場	ENR1011	02	ENR1011-02	緑石	緑石3(2)	2024年3月	2023	2	15	30	低	1	式	コンクリート	179.6m	事後			A	低
	33	開成山公園	園路広場	ENR1011	03	ENR1011-03	緑石	緑石3(3)	2024年3月	2023	2	15	30	低	1	式	コンクリート	179.6m	事後			A	低
	34	開成山公園	園路広場	ENR1012		その他	フロンティア広場	2024年3月	2023	2	-	-	-	4613.4	m <sup>2</sup>	芝	-	事後	植栽のため計画策定の対象外とする。		A	低	
	35	開成山公園	園路広場	ENR1013		その他	大層橋広場(1)	2024年3月	2023	2	10	20	低	1004.2	m <sup>2</sup>	グラスミックス	-	事後			A	低	
	36	開成山公園	園路広場	ENR1014		その他	大層橋広場(2)	2024年3月	2023	2	10	20	低	806.6	m <sup>2</sup>	人工芝	-	事後			A	低	
	37	開成山公園	園路広場	ENR1015		緑石	緑石4	1972年3月	1971	54	15	30	高	560.1	m	レンガ	-	事後			A	低	
	38	開成山公園	修繕施設	SYU0001		SYU0001	植栽	植栽	1972年3月	1971	54	-	-	1	式	1式	植栽	-	-	-	植栽のため計画策定の対象外とする。	A	低
		開成山公園	修繕施設	SYU0002		SYU0002	花壇	花壇1	1972年3月	1971	54	-	-	3	基	3基	コンクリート	-	事後		撤去施設		
		開成山公園	修繕施設	SYU0003		SYU0003	花壇	花壇2	1972年3月	1971	54	-	-	1	基	1基	コンクリート	-	事後		撤去施設		

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.5 調査結果の取りまとめ

公園施設履歴書				
施設の基本情報				
No.	691			
公園名	水・緑公園			
公園施設種類	休養施設			
公園施設名	ベンチ			
具体的施設名称	ベンチ4 (2)			
施設コード	KYU 0004 -02			
資料番号				
数量	1基			
規模	-			
主要部材	木材、金属			
設置年月	1979年3月			
製造者、施工者	-			
処分制限期間	7年			
使用見込み期間 (標準使用期間)	14年			
長寿命化計画における管理類型	事後保全型	撮影日	2025年8月19日	
利用・管理状況と管理者の意向	できるだけ継続して利用する。			
基準適合状況				
遊具指針	遊具指針適用外			
移動等円滑化基準	適用外			
健全度調査				
健全度 (A>B>C>D : A が一番健全)	調査日 (第2回)	2025年8月19日		
健全度判定	A・B・C (D)	指標考慮	(高)・低 緊急度判定 (高)・中・低	
使用禁止の判定	使用禁止とする 使用禁止としない			
劣化状況				
部材	構造部材	消耗部材		
天板	腐朽、ぐらつきが見られる。			
美観状況				
安全点検の履歴				
点検履歴	年度・月	日常	定期	点検結果 (特記事項) 等
	2019.9			
	2025.1			
	2025.8			予備調査を実施
利用状況				

措置履歴	
修繕、補修、移設、更新、その他の対策などの実施記録	
2024年度 塗装塗替え	
備考	

事後保全型 健全度判定 : C							
施設の基本情報							
No.	1						
公園名	開成山公園						
公園施設種類	園路広場						
公園施設名	舗装						
具体的施設名称	舗装1						
施設コード	ENR 0001						
資料番号							
数量	9765.4㎡						
規模	-						
主要部材	アスファルト、コンクリート、ブロック						
設置年月	1972年3月						
製造者、施工者	-						
処分制限期間	10年						
使用見込み期間 (標準使用期間)	20年						
長寿命化計画における管理類型	事後保全型						
利用・管理状況と管理者の意向	できるだけ継続して利用する。						
損傷写真							
部材名等	舗装表層	写真番号	1	部材名等	舗装表層	写真番号	2
材料	アスファルト	健全度	C	材料	アスファルト	健全度	C
							
コメント	舗装の劣化、剥離が広範囲に見られる。管理作業車の往来や冬季間の寒暖差等により、劣化が進行するおそれがある。			コメント	舗装の劣化、剥離が広範囲に見られる。管理作業車の往来や冬季間の寒暖差等により、劣化が進行するおそれがある。		
部材名等	舗装表層	写真番号	3	部材名等	舗装表層	写真番号	4
材料	アスファルト	健全度	C	材料	アスファルト	健全度	C
							
コメント	舗装とコンクリートに凹凸が見られ、第三者被害の可能性があるため、修繕等の措置を講じる必要がある。			コメント	写真番号3の近景		

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.5 調査結果の取りまとめ

④

### 位置図(園路及び広場)



- 青文字 : R6年度新規・改良
- 赤文字 : R7年度新規
- 桃文字 : 開成山公園
- 緑文字 : 水・緑公園
- 橙文字 : 開成二丁目公園

全体平面図

令和 6 年度工事番号	号
開成山公園	郡山市開成一丁目 地内
開成山公園等PARK-PFI事業	
位置図(園路及び広場)	
縮尺	S=1:1000 図面番号 1/13
測量	株式会社 権エンジニアリング 主任 技師 吉野敏治
設計	株式会社 権エンジニアリング 管理 技師 吉野敏治
大和リースグループ	

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.6 バリアフリー化調査方法

バリアフリー化調査では、「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」施行令第3条に「による「移動円滑化基準」に基づいた調査判定を行った。

バリアフリー化調査の基準は、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】令和4年3月 国土交通省」を参考とした。



図 2-4 調査状況

### 2.7 バリアフリー化調査対象施設

「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」施行令第3条における「特定公園施設」について、下記に該当する施設を調査対象施設とした。

表 2-7 バリアフリー化調査対象施設

特定公園施設	対象施設
園路および広場	ランニングコース、R1 年度計画時の調査で対象としている出入口 (=移動等円滑化園路)
屋根付き広場	大屋根広場
休憩所・管理事務所	四阿、パーゴラ (C 棟管理事務所は公募対象施設のため調査対象外)
野外劇場・野外音楽堂	野外音楽堂
駐車場	駐車場
水飲場・手洗場	水飲場
掲示板・標識	移動等円滑化園路に面している施設
ベンチ・野外卓	移動等円滑化園路に面している施設

### 2.8 バリアフリーの適合基準

バリアフリーの適合基準は、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】令和4年3月 国土交通省」及びR1 年度計画策定時に準拠した。ガイドラインの整備内容について、下記に示すすべての区分 (◎、○、△) について判定を実施した。

#### <ガイドラインの整備内容区分>

- ◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容  
都市公園移動等円滑化基準 (※) に基づく適合義務があるもの
- ：標準的な整備内容  
社会的な変化や公園利用者の要請に合わせた標準的な整備内容で、積極的な対応が求められるもの
- ◇：望ましい整備内容  
上記の整備を行った上で、公園の規模、立地、施設内容、利用状況等に応じて、さらなる円滑な移動等の実現等に配慮したもの

図 2-8-1 ガイドラインの整備内容区分

表 2-8-2 バリアフリーの適合基準

要素	項目	区分	都市公園移動等円滑化基準 (ガイドラインを参考に判断すること)			やむを得ない場合			
			適合要素	適合要件・適合数値	前提条件	補足	理由	条件	
休憩所・管理事務所		◎ 全項目適合		1か所以上	休憩所				
		◎ 全項目適合			管理事務所				
		◇ 配置		必要に応じて配置	休憩所				
		◇ ベンチ		設置する	休憩所				
	出入口	出入口	◎ 有効幅		120cm以上		地形等の理由	80cm以上	
		出入口の戸	◎ 有効幅		80cm以上				
		◎ 構造		容易に開閉して通過できる					
	段	◎ 段		設けないこと			地形等の理由	傾斜路併設	
		カウンター	構造	◎ 車椅子使用者等が使用しやすい構造	1か所以上	カウンターを設ける場合	筆記や対話などに考慮	常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合	限らない
			寸法	○ 下端の高さ		65~70cm程度			
	○ 上端の高さ				70~75cm程度				
	広さ	構造	◇ 車椅子使用者等が使用しやすい構造		車椅子使用者等の円滑な利用に適した構造	常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合			
			◎ 広さ		車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さ				
			○ 広さ		150cm × 150cm以上	施設内の高齢者、障害者等が休憩、カウンターを利用する場所	車椅子の使用者の回転等を考慮		
	便所	舗装	○ 舗装		平坦で固く滑りやすい舗装	休憩所			
			○ 床		バリアフリートイレ		都市公園移動等円滑化基準に適合		
その他の設備	授乳室やおむつ替えができる場所	◇		設けること	休憩所、管理事務所や売店、飲食店等				
		◇		車椅子使用者の利用にも配慮する	設ける場合				
	◇ 救護施設		1ヶ所以上	管理事務所					
	◇ 管理事務所の入り口		到達しやすく、わかりやすくすること	管理事務所		わかりやすい名称の表示や音声案内			

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.9 バリアフリー化調査結果

バリアフリー化調査の結果一覧（全項目による判定結果及び整備区分が◎の項目による判定結果）を以下に示す。

表 2-10 バリアフリー化調査結果一覧（2/2）

表 2-9 バリアフリー化調査結果一覧（1/2）

特定公園施設	公園名	施設コード	対象施設	判定：全項目	判定：◎項目	備考
園路及び広場 (移動等円滑化園路)	開成山公園		①西側1	不適合	不適合	
			②西側2	不適合	不適合	
			③北側	不適合	不適合	
			④南側	不適合	適合	
			⑤南側2	不適合	不適合	新規対象施設
			⑥西側3	不適合	不適合	新規対象施設
	開成二丁目公園		①西側1	不適合	不適合	
			②西側2	不適合	不適合	
			③南側	不適合	不適合	
			①	不適合	不適合	
水・緑公園						
屋根付き広場	開成山公園	ENR1014	大屋根広場(2)	適合	適合	
休憩所・ 管理事務所	開成山公園	KYU0002	バーゴラ1	不適合	不適合	
		KYU0003	バーゴラ2	不適合	不適合	
		KYU0051	八角堂	適合	適合	
		KYU0001	四阿	適合	適合	新規対象施設
	水・緑公園	KYU0006	シェルター	適合	適合	新規対象施設
野外音楽堂	開成山公園	KYU0002	野外音楽堂	不適合	適合	
駐車場	開成山公園	BEN0006	駐車場	不適合	不適合	
		BEN0001	便所1	不適合	不適合	
便所	開成山公園	BEN0003	便所3	不適合	不適合	
		BEN0004	便所4	不適合	不適合	
		BEN0005	便所5	不適合	不適合	
		BEN6000	トイレA	不適合	不適合	
		BEN6001	トイレB	不適合	不適合	
		BEN0002	水飲場	不適合	適合	
		BEN0007	水飲場1	不適合	適合	
水飲場・手洗場	開成山公園	BEN0008	水飲場2	不適合	適合	
		BEN0009	水飲場3	不適合	適合	
		BEN6005	水飲場4	適合	適合	
		BEN6006	水飲場5	適合	適合	

特定公園施設	公園名	施設コード	対象施設	判定：全項目	判定：◎項目	備考		
ベンチ・野外卓	開成山公園	KYU0004	ベンチ1	不適合				
		KYU0006	ベンチ3	不適合				
		KYU0006	ベンチ3	不適合				
		KYU0007	ベンチ4	不適合				
		KYU0007	ベンチ4	不適合				
		KYU0008	ベンチ5	不適合				
		KYU0010	ベンチ7	不適合				
		KYU0012	ベンチ9	不適合				
		KYU0012	ベンチ9	不適合				
		KYU0022	ベンチ19	不適合				
		KYU0031	ベンチ28	不適合				
		KYU0033	ベンチ30	不適合				
		KYU0033	ベンチ30	不適合				
		KYU0035	ベンチ32	不適合				
		KYU0044	ベンチ41	不適合				
		KYU0048	スツール	不適合				
		KYU3006	ベンチ46	不適合		新規対象施設		
		KYU3007	ベンチ47	不適合		新規対象施設		
		KYU3008	ベンチ48	不適合		新規対象施設		
		掲示板・標識	開成山公園	KAN7917	駐車場案内板	不適合	適合	
KAN0135	案内板等5(改修)			不適合	適合			
KAN0136	案内板等6			不適合	適合			
KAN0136	案内板等6			不適合	適合			
KAN0140	案内板10(改修)			不適合	適合			
KAN0140	案内板10(改修)			不適合	適合			
KAN0137	案内板等7			不適合	適合			
KAN0138	案内板等8			不適合	適合			
KAN0139	案内板等9			不適合	適合			
KAN0145	案内板等15(改修)			不適合	適合			
KAN0146	案内板等16			不適合	適合			
KAN0147	案内板等17			不適合	適合			
KAN7903	オランダサイン			不適合	適合			
KAN0148	案内板等18			不適合	適合			
KAN0150	案内板等20			不適合	適合			
KAN0151	案内板等21			不適合	適合			
KAN0155	案内板等25			不適合	適合			
KAN0013	案内板等1			不適合	適合			
KAN0161	案内板等31			不適合	適合			
KAN0162	案内板等32			不適合	適合			
KAN0163	案内板等33			不適合	適合			
KAN0164	案内板等34			不適合	適合			
KAN0168	案内板等38			不適合	適合			
KAN7902	案内板等3			不適合	適合			
KAN0016	案内板等1			不適合	適合			
KAN0017	案内板等2			不適合	適合			
KAN0013	案内板等1			不適合	適合			
KAN7902	案内板等3			不適合	適合			
開成二丁目公園								
水・緑公園								

### 2.9 バリアフリー化調査結果取りまとめ

バリアフリー化調査の取りまとめの構成を以下に示す。

①バリアフリー化調査一覧（表 2-9、表 2-10）

②公園移動等円滑化基準適合のためのチェックリスト

③バリアフリー化調査位置図

④公園移動等円滑化基準の適合状況

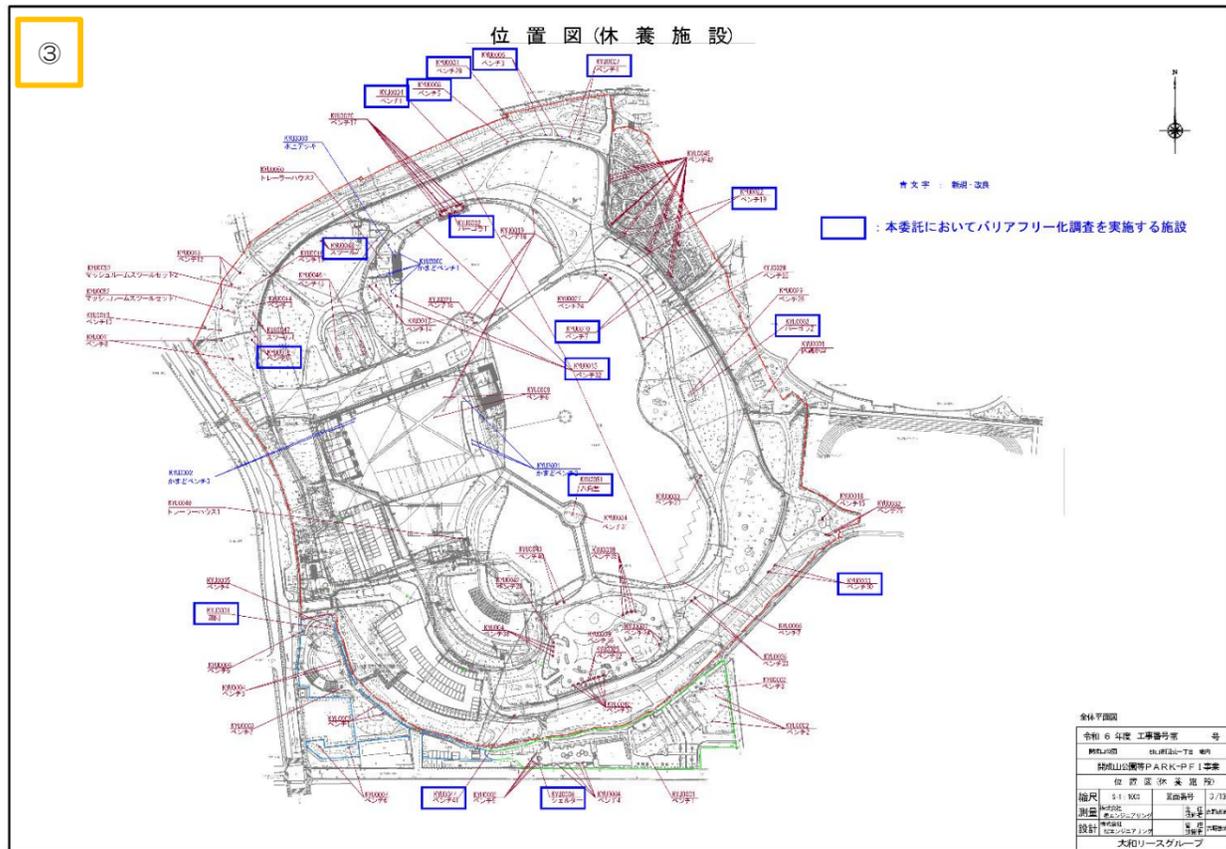
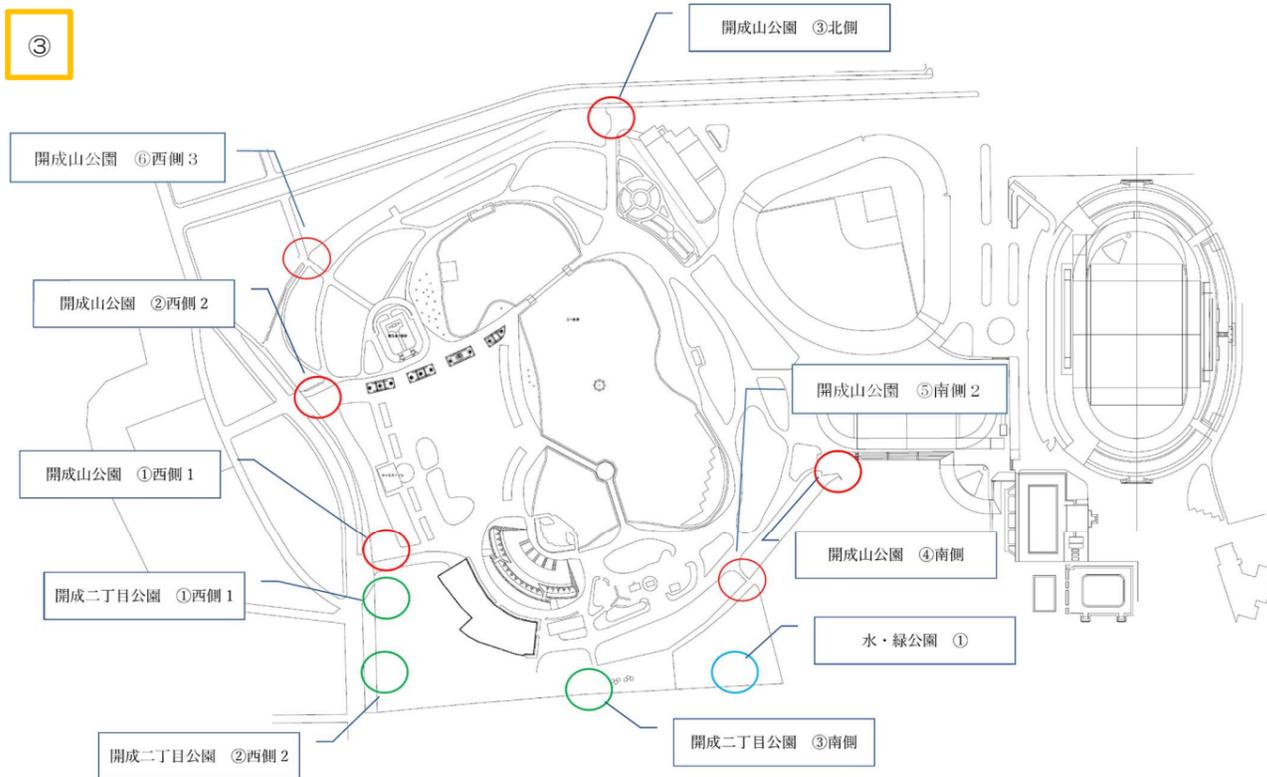
②

■公園移動等円滑化基準適合のためのチェックリスト

特定公園	要素	項目	区分	都市公園移動等円滑化基準(ガイドラインを参考に判断すること)			判定				補足	やむを得ない場合			
				適合要素	適合要件・適合数値	前提条件	KYU0004 ベンチ1		KYU0006 ベンチ3①			KYU0007 ベンチ4①		条件	適合数値
							判定	備考	判定	備考		判定	備考		
ベンチ・ 野外卓	ベンチ		◇配置	園内の移動を妨げない位置に適切に配置	移動等円滑化園路	適		適		適					
			◇腰掛け板の高さ	40~45cm	移動等円滑化園路の距離が長い公園	適	40cm	適	45cm	適	40cm	適	40cm		
			◇背もたれや手すり等	より高くする		-		-		-		-		長時間の歩行が困難な高齢者、障害者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため	
	野外卓		◇下及び前面	設けること			否		否		否				
			◇高さ	平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げ		適		適		適		適			
			◇奥行	65cm以上		-		-		-		-			
野外卓		◇水平面	45cm以上			-		-		-					
		◇下及び前面	150cm×150cm以上			-		-		-			同伴者と一緒に休憩できるようにするベンチ、野外卓に車椅子が近づき、隣接し滞在できること 車椅子のまま席に着けるように野外卓の下部にスペースを確保すること		

## 2. 予備調査・公園再生計画に資する調査

### 2.10 バリアフリー化調査結果とりまとめ



④

#### 公園移動等円滑化基準の適合状況

施設の基本情報			
No.	306		
公園名	開成山公園		
公園施設種類	便益施設		
公園施設名	水飲場		
具体的施設名称	水飲場4		
施設コード	BEN 6005		
適合状況	適合		
備考			

現況写真							
対象	水飲場・手洗場	写真番号	1	対象	水飲場・手洗場	写真番号	2
判定	水平部 適合:150cm以上×150cm以上 (基準 使用方向150cm以上、幅150cm以上)			判定	飲み口までの高さ 適合:80cm (基準 70~80cm程度)		



対象	水飲場・手洗場	写真番号	3	対象	水飲場・手洗場	写真番号	4
判定	下部の高さ 適合:65cm (基準 高さ65cm以上)			判定	下部の奥行 適合:55cm (基準 奥行45cm以上)		



### 3. 長寿命化計画の検討と策定

#### 3.1 公園施設長寿命化計画の策定フロー

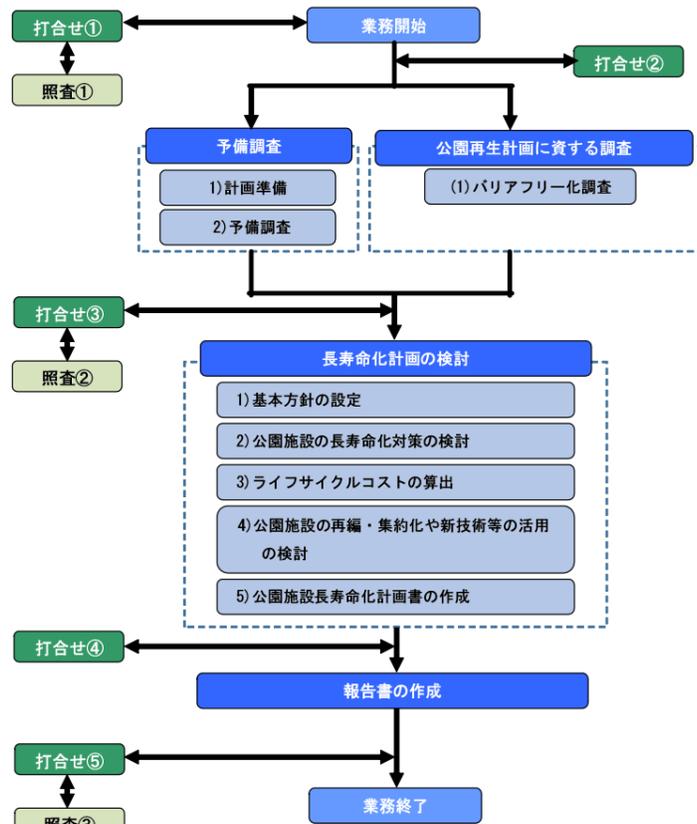


図 3-1 長寿命化計画検討フロー

#### 3.2 計画対象施設

表 3-1 計画対象施設

施設種別	開成山公園	水・緑公園	開成二丁目公園
園路広場	36	12	10
修景施設	12	4	9
休養施設	163	17	11
遊戯施設	37	0	0
教養施設	21	3	1
便益施設	25	1	1
管理施設	349	68	19
その他施設	6	0	0
合計	649	105	52

※(株)ポケモンの覚書対象施設、植栽として扱う施設（芝生広場やバラ園等）は計画策定の対象外である。

#### 3.3 公園施設長寿命化計画概要

① 基本方針の設定	
計画期間と目標年度の設定	R1 年度計画から 5 年目となったため、本業務では、2026(R8)～2035(R17)年度の計画期間に新たに見直した。
公園施設長寿命化のための基本方針の設定	予防保全型管理と事後保全型管理との累計に応じた管理内容について、基本的な方針を設定した。
日常的な維持保全に関する基本方針の設定	<p>【全施設共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な維持管理として、指定管理事業者により、「点検」「清掃」「修繕」を実施する。</li> <li>園内巡回は指定管理事業者により 1 日 2 回、市により不定期で実施し、異常の有無を確認する。</li> <li>除草、清掃、園内整備等は、市が定める適切な頻度で指定管理事業者が実施する。</li> <li>施設に異常が発生している場合、必要に応じて利用禁止の措置を行う。</li> <li>5 年に 1 回以上の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置付けて措置を行う。</li> </ul> <p>【遊具、建築設備、水上デッキ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理事業者により年 1 回の定期点検を実施し、危険個所について使用禁止措置、修繕等適切な措置を実施する。</li> </ul> <p>【建築物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理事業者により、3 年に 1 回建築基準法に基づき適正に点検・報告を行う。</li> </ul>
② 長寿命化対策の検討	
管理方針の設定	管理方針は、「 <b>予防保全型管理</b> 」と「 <b>事後保全型管理</b> 」に分類して計画策定を行う。選定した後、ライフサイクルコストの比較を実施し、コスト削減が見込まれる方針を最終的な管理方針として採用した。なお、建築物、遊具及び各種設備に関しては、指針(案)に示されているとおり、ライフサイクルコストの比較は対象外とした。
対策時期の設定	更新時期：指針案に基づき 「 <u>使用見込み期間 = 整備時からの経過期間 + 延命期間</u> 」 補修時期：健全度に応じた対策時期を設定した。 点検調査時期：健全度調査は、5 年に 1 回とした。ただし、遊具については、国の指針等に基づき、年 1 回以上の定期点検を実施する。
対策費用の設定	補修費・更新費：R1 年度計画にて設定された費用を踏襲し、デフレータを考慮して設定した。修繕実績・工事実績については、対象施設や費用の内訳が確認できるものは費用設定の参考とした。R1 年度計画にて単価が設定されていない施設は、同等施設もしくは類似施設の単価を用いて設定した。同等施設もしくは類似施設が設定されていない施設は、本計画にて新たに設定した。 デフレータについて：過年度計画は 2015 年度に設定された単価を用いていることから、現在価値に換算を行った。現在価値換算は、2024 年度（暫定）の価値に換算し、過年度計画の費用は 1.15 倍とした。 維持管理費：維持保全費用は、2018（平成 30）～2020（令和 2）年度の業務委託費用を用いて、1 施設あたりの維持保全費を設定した。 健全度調査費：健全度調査に係る費用は、「標準業務報酬積算ガイドライン 一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会」を参考に各施設の施設区分ごとに算出した。 諸経費：過年度計画にて設定された割合を踏襲し、一律、直接工事費の 100%とした。
③ 長寿命化計画の検討	
長寿命化計画の基本方針の設定	長期的な予算を把握する期間として、長寿命化計画を 60 年間で検討した。 対策時期と実施内容は、健全度調査結果と使用見込み期間を考慮して設定した。
平準化における基本方針の設定	平準化は 10 年間を対象に行い、優先順位の考え方に従い検討した。
優先順位の設定	優先順位は、2 点に着目して設定した。 STEP1：緊急度評価・健全度評価 STEP2：重要度評価
④ 長寿命化計画の策定	
長寿命化計画調書の作成	公園施設長寿命化計画書は、指針(案)の様式で作成した。

### 3. 長寿命化計画の検討と策定

#### 3.4 計画期間と目標年度の設定。

R1 年度計画では、2021(R3)～2030(R12)年度の計画期間で公園施設長寿命化計画を策定している。R1 年度計画から5年目となったため、本業務では、2026(R8)～2035(R17)年度の計画期間に新たに直した。

#### 3.5 日常的な維持保全に関する基本方針

日常的な維持管理として、「点検」「清掃」「修繕」を実施する。日常的な維持保全に関する基本方針を設定するにあたり、維持管理体制と活動内容について、仕様書や指定管理者へのヒアリング結果から整理を行った。

表 3-2 日常的な維持管理のための基本方針

No.	作業内容	実施主体	頻度	基本方針
1	一般管理業務	指定管理者市	1日2回	・異常の有無を確認し、異常を発見した際は速やかに市に報告する。
園内巡回			不定期	・市による巡回を実施。
2		指定管理者	週1回以上※	・刈りむら、刈り残し等ないよう地際より均一に刈り込む。
3		指定管理者	週2回以上※	・公園内のごみや落ち葉等を集め、袋にまとめる。
4		指定管理者	隔週1回以上	・園路広場に凹凸がある場合は碎石や砂を敷き均し整理する。 ・枯れ枝の撤去、選定、刈込を行う。
5	その他	指定管理者	随時	・五十鈴湖の清掃、雪かき、害虫駆除等を必要に応じて行う。
6	バラ園管理業務	指定管理者	作業時期の 目安に沿って実施	・殺虫剤散布、追肥、元肥、摘蕾、摘実、剪定、除草、芝刈り、マルチングを行う。
7	花壇管理業務	指定管理者	植付：3回/年	・除草、植え付け、施肥を実施する。
8	水景施設管理業務	指定管理者	作業時期の 目安に沿って実施	・保守点検、定期点検、清掃、塩素濃度管理（水・緑公園）を実施する。 ・各点検業務では点検箇所及びその周辺の清掃を合わせて行う。
9	植栽管理業務	指定管理者	随時	・植替え、枝打ち、伐採、樹木精密検査、除草や刈込、桜古木の保護などを必要に応じて実施する。
10	樹木に関する業務	指定管理者	随時	・危険木処理業務、樹木危険度調査業務、樹木精密検査業務を行う。
11	野外音楽堂に関する業務	指定管理者	建築物：3年毎 建築設備：年1回 随時	・建築基準法に基づき、適正に点検・報告を行う。 ・使用後は利用者の立ち合いの元施設の点検を行う。
12	遊具保守点検業務	指定管理者	年1回	・遊具の作動、損耗状況、変形などの以上について調査する。 ・点検結果表を作成し保管する。危険箇所については使用禁止措置、修繕等を行う。
13	砂場清掃業務	指定管理者	年1回 随時	・砂の除菌及び菌検査をする。 ・必要に応じて、固化した砂をほぐし、遺物を除去する。
14	トイレ維持管理業務	指定管理者	各トイレ	・衛生管理のための清掃を行う。
清掃			週2回以上	
15	点検		各トイレ週5回	・機能維持のための巡回点検を行う。
16	井戸洗浄業務	指定管理者	5年に1回	・揚水試験工、予備揚水試験、段階揚水試験、井戸港内洗浄工を実施する。
17	駐車場に関する業務	指定管理者	随時	・精算に用いる機器について、利用に支障のないよう必要な保守点検を行う。
18	水上デッキ維持管理業務	指定管理者	年1回	・巡回点検、定期点検を実施し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行う。
19	施設、設備、管理上必要な物品の修繕	指定管理者(市)	随時	・修繕が必要となった場合、安全を確保する処置を行い、指定管理者から市へ修繕の事前確認を行う。修繕を実施した場合は、修繕台帳の記録、提出を行う。 ・市や利用者からの指摘箇所を優先的に実施する。
20	日常点検業務	指定管理者	月1回	・施設点検マニュアル（郡山市財務部公有資産マネジメント課）に基づき、施設利用者や職員等の安全を確保し、適切な維持保全を図るための点検を行う。
21	ラッキー公園遊具等維持管理	市(指定管理者)	随時	・修繕は市が実施する。 ・指定管理者は、修繕が必要となる損傷、不具合を発見した時は、市へ報告する。 ・指定管理者は毎年劣化状況を確認し、報告書類を市へ提出する。

※管理業務における除草について、冬場の草の成長しない時期を除く。

※管理業務における清掃について、イベント等開催後は適宜行う。

#### 3.6 公園施設長寿命化のための基本方針

公園施設長寿命化のための基本方針を以下に示す。

表 3-3 公園施設長寿命化のための基本方針

管理類型区分	対象施設	基本方針
予防保全型管理施設	共通事項	・できるだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。 ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合は、長寿命化計画の見直しを行う。
	一般施設 土木構造物 建築物 各種設備	・5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状態を確認する。
	遊具	・指定管理事業者による月1回の日常点検により施設の劣化及び損傷を把握する。 ・年1回の定期点検を実施し施設の劣化及び損傷を把握する。 ・指定管理事業者による日常的な目視点検や清掃、維持管理を実施する。 ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。 ・日常点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
事後保全型管理施設	一般施設	・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。 ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、求められる機能が確保できないと判断された時点で、施設の更新を行う。

#### 3.7 管理方針の設定

長寿命化計画策定における管理類型区分の設定は、指針(案)などを参考に設定した。

表 3-4 公園施設ごとの管理類型区分※

予防保全型管理	事後保全型管理
噴水、休憩小屋、パーゴラ、八角堂、四阿、シェルター、水橋、遊具、野外音楽堂、便所、マンホールトイレ、自転車駐輪場、自動二輪車駐輪場、時計、公園灯、物置、スピーカー、受電設備、循環設備、噴水装置制御盤、等	舗装、橋、縁石、階段、大屋根広場、花壇、トレリス、バイオスウェール、レインガーデン、ベンチ、スツール、デッキ、バラ園、記念碑、水飲場、イベント用設備、柵、車止め、公園灯、井戸、側溝、水門ゲート、擁壁、案内板、手すり、ゲート操作盤、緊急時給水装置収納庫、水門捲上機、引込開閉器盤、備蓄倉庫、サイン、雨水管、外灯版、開閉器盤、ポンプ制御盤、イベント盤、水中ポンプ制御盤、トレーラーハウス電源盤、避雷針、バラ園フォトスポット、駐車場、駐車台数表示灯、駐車場入出場ゲート、精算機、支柱、土留め、分電盤、法面、等

※LCC 算出による検討を踏まえて設定

### 3. 長寿命化計画の検討と策定

#### 3.8 対策費用の設定

対策費用の設定について以下に示す。

##### □ 補修費・更新費

R1 年度計画にて設定された費用を踏襲し、デフレーターを考慮して設定した。修繕実績・工事実績については、対象施設や費用の内訳が確認できるものは費用設定の参考とした。R1 年度計画にて単価が設定されていない施設は、同等施設もしくは類似施設の単価を用いて設定した。同等施設もしくは類似施設が設定されていない施設は、本計画にて新たに設定した。

##### □ デフレーター（現在価値換算）

過年度計画は 2015 年度に設定された単価を用いていることから、現在価値に換算を行った。現在価値換算は、2024 年度（暫定）の価値に換算し、過年度計画の費用は 1.15 倍とした。  
 ・ $1.15 = 122.4$ （2024 年度（暫定）） /  $106.2$ （2019 年度）

##### □ 維持管理費

維持保全費用は、2018（平成 30）～2020（令和 2）年度の業務委託費用を用いて、1 施設あたりの維持保全費を設定した。

##### □ 健全度調査費

健全度調査に係る費用は、「標準業務報酬積算ガイドライン 一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会」を参考に、各施設の施設区分ごとに算出した。

##### □ 諸経費

過年度計画にて設定された割合を踏襲し、一律、直接工事費の 100%とした。

#### 3.9 対策時期の設定

##### ○経過年数の考え方

各施設の将来的な対策は、緊急度と経過年数より、対策（補修・更新）の区分を行う。経過年数は、計画策定年度から施設設置年度を引いた値を用いた。

##### ○処分制限期間・使用見込み期間の設定

処分制限期間（=耐用年数）は R1 年度計画と同様に指針(案)を準用して設定した。

使用見込み期間は、指針(案)の「使用見込み期間の設定例（補正後）」に従って設定した。

##### ○定期的な健全度調査の設定

表 3-5 施設区分ごとの健全度調査の実施頻度

対象施設	実施頻度
一般施設	5年に1回
土木構造物	
建築物	
各種設備	
遊具	1年に1回

##### ○補修・更新時期の設定

長寿命化計画における対策時期と実施内容は、以下に示す考え方を基本とした。

##### <健全度 D の施設>

経過年数のよらず全ての管理類型において計画 2 年目に更新とする。

##### <健全度 C の施設>

計画 2 年目に対策するものとし、予防保全型施設で使用見込み期間未満であれば補修、それ以外のケースは更新とする。

##### <健全度 A・B の施設>

##### ・使用見込み期間が超過している健全度 A・B の施設

→使用見込み期間が超過しているものの施設状態は良い。そのため、5 年後までは、対策が必要となる劣化は生じづらいと想定し、管理類型に関わらず計画 5 年目までは対策を実施しない方針とする。

##### ・計画初年度時点で使用見込み期間未満の健全度 A・B の施設

→使用見込み期間に達しておらず施設状態も良い。そのため、2 回目の長寿命化計画見直し（10 年後）までは、対策が必要となる劣化は生じづらいと想定し、管理類型に関わらず計画 10 年目までは対策を実施しない方針とする。

表 3-6 更新費設定までの流れ

健全度	管理類型	経過年数	
		(計画初年度時点) 使用見込み期間 超過	(計画初年度時点) 使用見込み期間 未満
D	予防保全型	更新	更新
	事後保全型	更新	更新
C	予防保全型	更新	補修
	事後保全型	更新	更新
B	予防保全型	更新	補修
	事後保全型	更新	更新
A	予防保全型	更新	補修
	事後保全型	更新	更新

計画 6 年目に対策費用を計上

計画 11 年目に対策費用を計上

### 3. 長寿命化計画の検討と策定

#### 3.10 ライフサイクルコストの縮減額の算出

予防保全型管理施設に分類した施設を対象に、長寿命化対策を実施した場合と実施しない場合の単年度当たりのライフサイクルコストを施設別に比較し、長寿命化対策により縮減できた総額を「長寿命化対策による効果」とした。その結果、長寿命化対策による効果は、今後 10 年間で 41,700 千円、単年度あたりでは 4,170 千円となった。

##### 【単年度あたり LCC の算出式】

##### ■長寿命化対策をしない場合の単年度あたり LCC

(「維持保全費」+「更新費」) / 長寿命化対策をしない場合の使用見込み期間

##### ■長寿命化対策をした場合の単年度あたり LCC

(「維持保全費」+「健全度調査費」+「補修費」+「更新費」) / 長寿命化対策をした場合の使用見込み期間

##### ■単年度あたりの LCC 縮減額

(長寿命化対策をしない場合の単年度あたり LCC) - (長寿命化対策をした場合の単年度あたり LCC)

公園施設のライフサイクルコストの算出根拠シート

公園施設ライフサイクルコスト算出根拠															
公園No	54		設置年度	1971		年									
公園名	開成山公園		経過年	54		年									
公園施設種類	休養施設		処分制限期間	47		年									
施設コード	KYU0002		更新見込み年度	2046		年									
公園施設名	パーゴラ		健全度・緊急度	B		低									
数量・面積	1基		計画期間	10		年									
主要部材	コンクリート		概算費用(千円・算出期間)	745		千円									
部材素材別の具体的な長寿命対策	構造材(予防保全)		消耗材	予防保全の交換・修繕サイクル	予防保全の対策費(千円/数量)										
支柱部等	外部補修		-	10	700										
				年											
				年											
				年											
長寿命対策しない場合(事後保全)	使用見込み期間	47	年	更新見込み年度(1回目)	2031	年	更新見込み年度(2回目)	2078	年	更新見込み年度(1回目)	2046	年	更新見込み年度(2回目)	2102	年
長寿命対策しない場合(事後保全)の概算費用															
年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036~2038計	2036~2038計	評価期間費用計(千円)		
費用(千円)															
維持保全費	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	664	2,855	3,519		
補修費													0		
更新費	0	0	0	0	0	11,780	0	0	0	0	11,780	11,780	23,560		
費用計	66	66	66	66	66	11,846	66	66	66	66	12,444	14,635	27,079		
長寿命対策した場合(予防保全)の概算費用															
年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036~2038計	2036~2038計	評価期間費用計(千円)		
費用(千円)															
維持保全費	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	664	4,449	5,113		
健全度調査費	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	81	525	606		
補修費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200	4,200		
更新費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,560	23,560		
費用計	66	66	66	107	66	66	66	66	66	66	745	32,734	33,479		
縮減効果															
ライフサイクルコスト算出期間(年)	53					77									
維持保全費・健全度調査費(千円)	3,519					5,719									
補修・更新費(千円)	23,560					27,760									
ライフサイクルコスト(千円)	27,079					33,479									
単年度ライフサイクルコスト(千円/年)※1	511					435			76						

※1: 計画1年目から更新2回目の期間をライフサイクルコストとして算出した。

図 3-2 LCC 算出シート(抜粋)

#### 3.11 長寿命化計画の策定

##### ○前提条件

長寿命化計画は、長期的な予算を把握するために、初めに 60 年間で費用を算出した。60 年間の計画の中で計画策定期間 10 年間に着目し、予算枠を超過していないか確認する。予算枠を超過している場合には、優先順位に従い、予算の平準化を行った。

計画期間: 60 年(令和 7(2025)年から令和 66 年(2084)年まで)

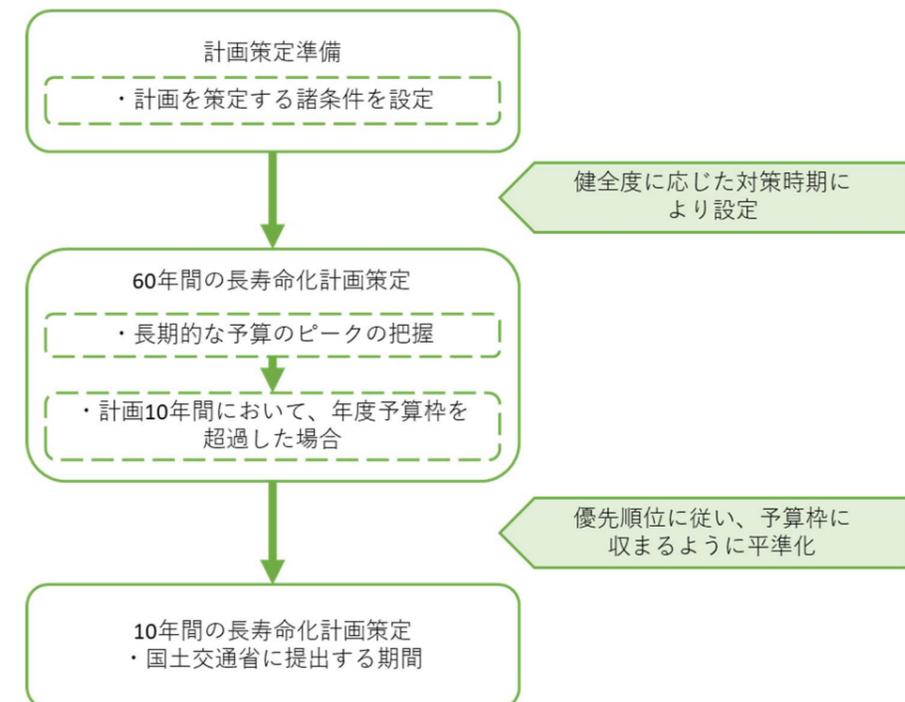


図 3-3 長寿命化計画策定の流れ

##### ○健全度に応じた対策時期の設定

健全度に応じて、施設ごとの具体的な対策年度は以下のとおりとした。各年度の費用の総額が、予算枠を超過する場合には、優先順位に従って平準化を行った。

表 3-7 健全度に応じた対策時期

対策年度	基本的な考え方
計画 2 年度	健全度 D の施設
計画 2 年目	健全度 C の施設
計画 6 年目	健全度 A・B の使用見込み期間が超過(計画初年度時点)している施設(※1)
計画 11 年目	健全度 A・B の使用見込み期間未滿(計画初年度時点)の施設(※2)

